事業用資産の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に 対する固定資産税並びに都市計画税が軽減されます。

対象年度	令和3年度分		
対象者	中小事業者等(法人、個人)(※1) であること		
軽減割合	令和2年2月~10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年同期間と比べて		
	30%以上50%未満の減少の場合	1/2	
	50%以上の減少の場合	全額	
軽減対象	償却資産、事業用家屋(※2)		
申告時期	令和3年1月4日(月)から令和3年2月1日(月)(※3)まで		
	・償却資産を所有している方は、償却資産申告書とあわせて御提出ください。 ・期限を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなります。		
提出書類	· 特例申告書 (※4)		
	(認定経営革新等支援機関等 (※5) が確認した証明があるもの)		
	・収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)・特例対象資産一覧(事業用家屋がある場合)		

- (※1)資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員 1,000 人以下が対象となります。
- (※2)事業用家屋は、事務所、店舗、工場等を指しますが、居宅の一部を事業用として使用している場合は、その事業専用割合に応じて適用となります(青色申告書等で事業専用割合が記載されている場合等)
- (※3)法令上の申告期限である令和3年1月31日(日)は閉庁日であるため、その翌日の令和3年2月1日(月)が申告期限となります。
- (※4)特例申告書様式は、みよし市のホームページに掲載しています。
- (※5)認定経営革新等支援機関等とは中小企業等経営強化法の認定を受けた機関で、その他認定を受けていない税理 士、農業協同組合、漁業協同組合、生活衛生同業組合等も含まれます(認定経営革新等支援機関一覧については、 中小企業庁ホームページで確認することができます)。

問い合わせ 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 みよし市役所 市民協働部 税務課 (家屋又は償却資産担当) 電話 0561-32-8019 (直通)